



『第28回まちづくり市民のつどい』を開催します

『まちづくり市民のつどい』は、潤いと活力ある地域社会を築いていくための市民全体の集いです。ご参加をお待ちしています。

日時 11月5日(水) 10時～12時

場所 市民会館大ホール

内容  
講演会  
テーマ：『心とからだの健康づくり』

講師：大方孝さん(日本スイミングクラブ協会認定講師)

演奏会  
出演：登別女声コーラスMFC

参加料 無料

問い合わせ 社会教育課(☎881129) または 登別市民憲章推進協議会事務局・前田さん(☎851530)

## 医療費の助成制度のお知らせ

次の医療費助成制度に該当する方は、市役所または各支所で受給者証の交付申請をしてください。医療費の一部を助成します。

(すでに、受給者証をお持ちの方は除きます)

問い合わせ 保険年金課 (☎851771)

医療助成制度の種類	助成が受けられる要件	手続きに必要なもの
老人保健法医療給付事業	市内に住居登録のある方 満75歳以上の方 満65歳以上で1級～3級と4級の一部の身体障害者手帳をお持ちの方 平成14年10月1日以降に70歳になられた方は加入している医療保険から高齢者受給者証が交付されます(75歳からは老人保健の対象になります)	・加入している健康保険証 ・左記の方は障害の程度が確認できる国民年金証書、身体障害者手帳等 ・印鑑
老人医療給付特別対策事業(道老)	市内に住居登録のある方で子供がいない方または、子供と別居をされている満65歳以上満70歳未満の方(ただし子供の特例に該当する場合を除く) ・一人暮らしの世帯...6ヶ月以上一人暮らしであること ・老人夫婦世帯...一方の配偶者が60歳以上であること ・一人暮らし老人と児童の世帯 } 児童は満18歳未満であることと老人夫婦と及び老人夫婦と児童の世帯 } 児童の世帯 上記世帯要件のほか所得が制限内であること	・加入している健康保険証 ・戸籍謄本(子供が確認できるもの) ・所得証明書(本人、配偶者、子供たち全員のもの) ・印鑑
老人医療費助成事業(市老)	市内に住居登録のある方 満69歳以上満70歳未満の方 本人の所得が制限内であること	・加入している健康保険証 ・所得証明書 ・印鑑
重度心身障害者医療費助成事業	市内に住居登録のある方 1級・2級と3級の内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害のみ)の身体障害者手帳をお持ちの方 知的障害がありA判定の療育手帳をお持ちかIQがおおむね50以下と判定(診断)された方 主たる生計維持者の方の所得が制限内であること	・加入している健康保険証 ・左記の方は、障害の程度が確認できる手帳または判定(診断)書 ・主たる生計維持者の方の所得証明書(公簿で確認できる場合には、不要) ・老人保健法の受給者は、受給者証 ・印鑑
母子家庭等医療費助成事業	市内に住居登録のある方 母親...母子家庭などの女子で満20歳未満の児童を扶養または監護されている方 児童...上記に該当する女子に扶養または監護されている満20歳未満の児童 ・両親の死亡、行方不明などによりほかの家庭において扶養されている満20歳未満の児童 主たる生計維持者の方の所得が制限内であること	・加入している健康保険証 ・主たる生計維持者の方の所得証明書(公簿で確認できる場合には、不要) ・印鑑
乳幼児医療費助成事業	市内に住居登録のある6歳未満の乳幼児 ただし・3歳未満児は、入院・外来・指定訪問看護 ・3歳児以上6歳未満児は、入院・指定訪問看護 平成13年4月1日以降に生まれた乳幼児については、主たる生計維持者の方の所得が制限内であること	・加入している健康保険証 ・主たる生計維持者の方の所得証明書(公簿で確認できる場合には、不要)